

鈴鹿市 電子契約導入に伴う事業者様向け説明会

令和8年9月9日（水）13時30分 開始
9月10日（木）10時00分 開始

鈴鹿市 技術監理部 技術監理契約課

1. 導入背景・目的
2. 導入・運用方法の概要
3. 契約締結の流れ
4. 契約時の注意事項
5. 今後の導入スケジュール
6. ご不明点のお問い合わせ方法
7. 質疑応答等について

1.導入背景・目的

1. 導入背景・目的

本市では、「鈴鹿市総合計画2031」に基づき、各分野においてDXを推進し、市民の利便性の向上や行政経営の効率化、地域の様々な課題解決を図っています。

その一環として、契約事務における受発注者双方の利便性向上並びに契約事務の効率化及びコンプライアンス向上を図るため、電子契約サービスを導入します。

令和8年10月1日以降に公告、指名通知又は見積依頼をおこなう案件から運用を開始します。

事業者様が抱える悩み

契約締結までに時間が掛かる

- ・印刷・製本にかかる時間
- ・郵送に掛かる時間 etc.....

契約書に掛かるコストが高い

- ・印刷代、用紙代、郵送料
- ・収入印紙代 etc.....

事務作業に人手が取られる

- ・製本作業に必要な人員
- ・市役所との往復 etc.....

契約書の保管に不安がある

- ・紛失や汚損のリスク
- ・他の書類に紛れ込むリスク etc.....

電子契約であれば、これらの課題を解消できる。

2.導入・運用方法の概要

2. 導入・運用方法の概要

(1) 導入する電子契約サービス

「クラウドサイン」弁護士ドットコム株式会社提供

※県内では、三重県、松阪市等が導入済み。

注意：他の電子契約サービスは利用できません。

(2) 電子契約の対象

① 対象となる契約

- 事業者様が希望した場合に限り、一部を除き、原則としてすべての契約を対象とします。

② 対象となる文書

- 「**契約書、変更契約書**、覚書、協定書」等
※従来、受発注者の双方が記名押印していた書類が**対象**
- **請書**は**対象外**

③ 対象外となる契約の例

- 法律で書面による、または公正証書によるとされているもの
(参考：<https://www.cloudsign.jp/media/20190322-syomen-gimu/>)
ほか

2. 導入・運用方法の概要（参考）

従来の紙の契約書様式

契 約 書	
1 物 件 名	
2 履 行 場 所	
3 履 行 期 限	年 月 日
4 契 約 金 額	金 円也
(うち取引に)	
5 契 約 保 証 金	
上記について	
号) 及び次の事	
通を作成し、発	
令和8年8月4日	
三重県鈴鹿市神戸一 番18号	
発注者	鈴鹿市
鈴鹿市長	末松 則子
市長印	
三重県四日市市〇〇二丁目〇〇番〇号	
受注者	株式会社〇〇〇〇
代表取締役	四日市 太郎
代表者印	
備考	
この契約書によりがたいものにあつては、適宜必要な事項を記載した契約書を作成すること。	

従来の紙の請書様式

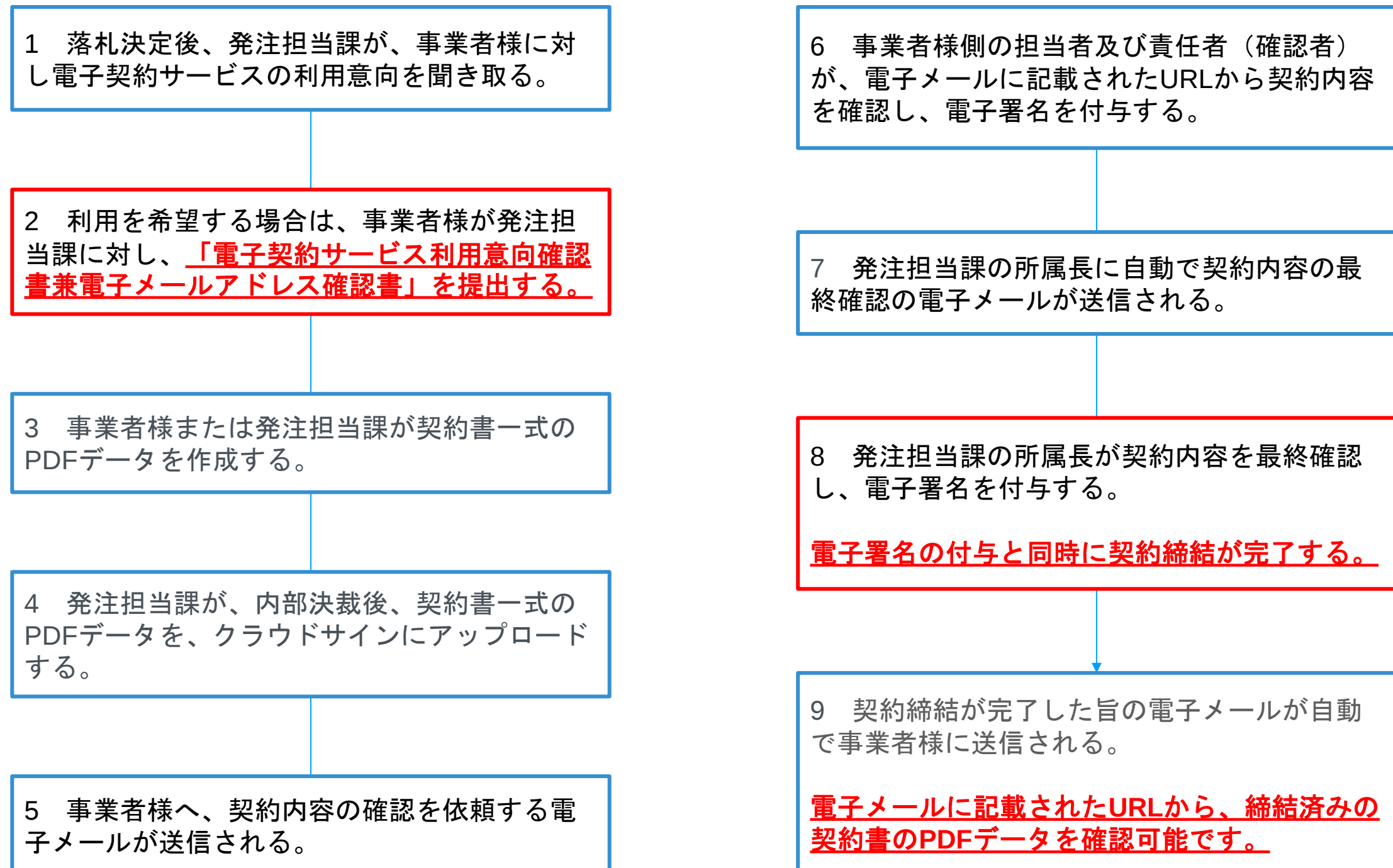
請 書	
1 物 件 名	
2 履 行 場 所	
3 履 行 期 限	年 月 日
4 契 約 金 額	金 円也
(うち取引に)	
5 契 約 保 証 金	
6 条	
上記について	
けし、相違な	
令和8年8月4日	
三重県四日市市〇〇 〇〇番〇号	
受注者	株式会社〇〇〇〇
代表取締役	四日市 太郎
代表者印	
(宛先) 鈴鹿市長	
備考	
この請書によりがたいものにあつては、適宜必要な事項を記載した請書を作成すること。	

3. 契約締結の流れ

3. 契約締結の流れ（電子契約締結フロー）

電子契約での契約締結の流れは以下のとおりです。

電子契約締結フロー（入札の場合の例）



3. 契約締結の流れ（電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書）

必ず事前に、発注担当課へ提出してください！！

別記様式3

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
※押印不要です。

電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書

下記案件に係る契約について、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することを希望します。

1 案件名（工事名又は物件名等）

なお、契約内容の確認を行う者及び利用する電子メールアドレスは、次のとおりです。

2 契約内容の確認者及び電子メールアドレス

※下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
【担当者】※確認者と同一人物の場合は記入不要です。

電子メールアドレス	
氏名	

【確認者】

※「確認者」とは、契約内容を確認及び承認し、電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者を指します。

※契約締結権者又は契約締結権者から契約締結を委任された者を記載してください。

電子メールアドレス			
氏名		役職	

※担当者と確認者はそれぞれ異なる電子メールアドレスを指定してください。

※「support@cloudsign.jp」からの電子メールを受信できるよう設定してください。

<建設工事請負契約の場合>
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
(1) 電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
(2) 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

1. 意向確認書の提出方法は以下のとおり

① 提出タイミング

「落札決定後」に発注担当課が事業者様に電子契約の利用意向を確認しますので、その時に提出してください。

② 提出の頻度

契約締結（変更契約を含む。）の都度、毎回、電子契約の利用意向を表明し、提出してください。

③ 提出方法

押印不要のため、特に指定はありません。

2. 意向確認書を御提出いただく理由

① 事業者様側の確認者（契約内容を承認し、電子署名を付与する方）の氏名及びメールアドレスの確認のため。

② 建設業法の理由により、事業者様の電子契約の

利用意向を書面で確認するため。

4. 契約時の注意事項

4. 契約時の注意事項（契約締結日について）

別記様式1

その1（工事関係用）

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工事番号 年度（ ）第 号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所 鈴鹿市
- 4 工 期 年 月 日 から
 年 月 日 まで
- 5 請負代金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）金 円也
- 6 請負代金の支払 前 払 金 額 金 円也
 中間前払金額 金 円也
 部分払の回数 回以内
- 7 契約保証金額 金 円也

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を付与した上、各自その電磁的記録を保管する。

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

発注者 鈴鹿市
 鈴鹿市長

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号及び
 代 表 者 氏 名

備考

1 「7」

契約保証金が「免除」の場合は、「免除」と記入する。

2 年法律第
は、(1)解
方法、(4)
記載する。
受注者の欄
員の住所又

従来の紙の契約書では、
「〇〇年〇月〇日」という、
契約締結日の記載欄があった。

- 電子契約における契約書様式には、契約締結日の記載欄がありません。
- 「発注担当課の所属長が実際に電子署名を付与した日」が自動的に契約締結日となります。
- 契約締結日をあらかじめ定めることはできません。
- 契約締結日は、タイムスタンプの日付により確認します。

4. 契約時の注意事項（契約書の修正について）

紙の契約書のような修正はできない。

紙の契約書のような修正はできない。

署名は無効です：
信頼ソース取得元：Adobe Approved Trust List (AATL)
署名後、文書が変更されたか壊れています
署名者の ID は有効です
署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。
署名は LTV 対応です

内容の修正をおこなうと、電子署名が無効となる。

- どのように軽微なものであっても、電子契約における契約書内容は、一切、修正することができません。
- よって、契約内容に誤りがあった場合は、変更契約または覚書を締結することにより、対応することとなります。
- 電子契約で締結した契約書のデータについて、ファイル名の変更以外の修正をおこなうと、内容の改ざんが見なされ、電子署名の有効性が失われます。有効性が失われたことは、電子データ上の電子署名欄において確認することができます。

5.今後の導入スケジュール

5. 今後の導入スケジュール

電子契約の、今後の導入スケジュールは以下のとおりです。

- 本日 事業者様向け説明会を開催
- 9月15日まで 説明会内容について質問受付
- 9月下旬 説明会の説明内容に関する質問への回答を
鈴鹿市ウェブサイトに掲載
- 9月末まで 事業者様向けマニュアルを市ウェブサイト
に掲載
- 10月1日 運用開始

6.運用開始後のご不明点のお問合せ方法

6. 運用開始後のご不明点のお問合せ方法

【電子契約の運用に関する問合せ】

鈴鹿市技術監理契約課 契約グループ までお問合せください。

電話番号：059-382-9039（直通）

電子メール：gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

住所：三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所本庁舎本館10階105番窓口

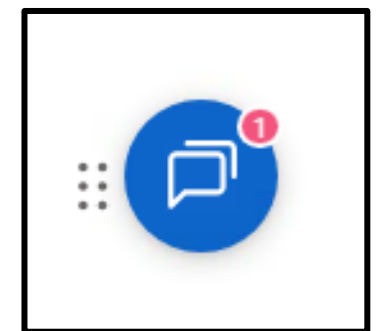
【クラウドサインの利用方法、操作方法に関する問合せ】

クラウドサインヘルプセンターで既存の質問回答を検索していただくか、
チャットサポートまでお問合せください。

ヘルプセンターURL：<https://help.cloudsign.jp/ja>

※ヘルプセンターにアクセスすると、画面右下に吹き出しの形のアイコンが表示されます。アイコンをクリックするとチャットサポートにつながります。

ヘルプセンター右下の、このアイコンから
チャットサポートにつながります。



7.質疑応答等について

7. 質疑応答等について（その1）

（1） 質疑応答について

本説明会の内容等に関する質問は、説明会終了後に、アンケートフォームからお寄せください。

- 締切は令和8年9月15日（火）です。
- いただいた質問に対する回答は、9月下旬を目途に、鈴鹿市ウェブサイトに掲載します。
- アンケートフォームのURLは下記のとおりです。

<https://forms.gle/NVwurNcEuQ1MM6Z4A>

（右の2次元コードからもアクセスできます。）



※ご質問の前に、以下のリンク先の内容を御確認ください。

- [クラウドサイン受信者向けガイド](#)
- [クラウドサインヘルプセンター「書類を受信する」](#)
- [鈴鹿市ウェブサイト「電子契約サービスに関するよくある質問と回答（事業者様向け）」](#)

7. 質疑応答等について（その2）

（2）説明会のアーカイブ動画の掲載について

本説明会のアーカイブ動画は、後日、鈴鹿市ウェブサイトに掲載します。

御清聴ありがとうございました。